

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年3月28日（平成30年（行情）諮問第171号）

答申日：令和元年7月22日（令和元年度（行情）答申第120号）

事件名：特定文書に記載の「逐次報告」に該当する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「逐次報告」（平成25年7月26日防衛大臣指示第6号）に該当するもの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる16文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月12日付け防官文第16056号（以下「原処分」という。）により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書の記載は省略する。）。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製したものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記載された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として、16文書及び別紙1に掲げる16文書（本件対象文書）の32文書を特定した。

本件開示請求については、法11条の規定を適用して、平成28年9月30日まで開示決定等の期限を延長し、まず、16文書を平成28年3月30日付け防官文第6756号により、開示決定処分を行った（以下「先行処分」という。）後、別紙1に掲げる16文書（本件対象文書）を法9条1項の規定に基づき、平成28年9月12日付け防官文第16056号により、法5条3号、5号及び6号に該当する文書を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、先行処分については、平成28年4月16日付け提起（同月18日付けで受理）異議申立てがなされ、法18条の規定により情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、同審査会より平成29年度（行情）答申第21号により先行処分は妥当であるとの判断を得ており、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）47条2項の規定に基づき、平成29年4月28日付け防官文第7093号により当該異議申立てを棄却している。

## 2 法5条該当性について

別紙2のとおり。

## 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式又はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書であり、いずれかの形式の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開

示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。
- (4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号、5号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月12日 審議
- ④ 同月24日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和元年7月4日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月18日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、先行処分の16文書及び本件対象文書を特定した上で、本件対象文書の一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。
- ア 文書1ないし15は、いずれも防衛省内部部局において保有する文書である。
- イ 文書1, 3及び6ないし9については、内閣官房が作成したものをPDFファイル形式の電磁的記録として提供を受けたものであり、防衛省においてPDFファイル形式以外の電磁的記録は保有していない。
- ウ 文書2, 4, 5及び10ないし14については、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト又はプレゼンテーションソフトによるデータを保有しており、本件請求文書に該当する文書としてこれらを特定している。
- エ 文書15については、その原稿を防衛省内部部局の担当者がPDFファイル形式以外の電磁的記録として作成したが、作成後に誤編集防止の観点からPDFファイル形式の電磁的記録で保存することとし、原稿であるPDFファイル形式以外の電磁的記録については廃棄した。
- オ 本件開示請求及び審査請求を受け、防衛省内部部局において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、文書1, 3, 6ないし9及び15のPDFファイル形式以外の電磁的記録の保有は確認できなかった。
- (2) 文書1, 3, 6ないし9及び15の電磁的記録の入手経緯に係る上記(1)イ及びエの説明を踏まえると、これらの文書について、PDFファイル形式以外の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえない。
- さらに、上記(1)オの探索の範囲、方法が不十分ともいえない。
- (3) したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(文書1, 3, 6ないし9及び15のPDFファイル形式以外の電磁的記録)を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。
- (4) なお、文書16については、下記3(2)のとおりである。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 文書5及び文書7について

文書5及び文書7の不開示部分には、国家安全保障会議における具体的な議題が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

## (2) 文書16について

文書16は、平成26年度以降に係る防衛計画の大綱（以下「大綱」という。）の策定に向けた審議に関連して安全保障会議及び関係閣僚会合の審議に用いられた資料であり、大綱の策定に向けた論点や考慮すべき事項について検討した内容等が記載されていることが認められる。

当該文書は、その件名、件数及び媒体の種別を含め、これを公にすることにより、大綱策定に係る検討の内容や期間、政府部内の関係者等が明らかとなり、その結果、外部からの不当な圧力や干渉等によって、今後の大綱策定に支障を来すなど、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条3号及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 付言

本件は審査請求から諮問までに約1年5か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ適切な対応が望まれる。

### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とした部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

## (第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 第 2 2 0 回安全保障会議の開催について (2 5 . 1 1 . 1 8)
- 文書 2 応答要領
- 文書 3 第 2 2 1 回安全保障会議の開催について (2 5 . 1 1 . 2 5)
- 文書 4 応答要領
- 文書 5 国家安全保障会議の開催について (2 5 . 1 2 . 4)
- 文書 6 応答要領
- 文書 7 国家安全保障会議の開催について (2 5 . 1 2 . 9)
- 文書 8 応答要領
- 文書 9 国家安全保障会議の開催について (2 5 . 1 2 . 1 6)
- 文書 1 0 国家安全保障戦略について (平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 国家安全保障会議決定案 閣議決定案)
- 文書 1 1 平成 2 6 年度以降に係る防衛計画の大綱について (平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 国家安全保障会議決定案 閣議決定案)
- 文書 1 2 内閣官房長官談話 (平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日)
- 文書 1 3 応答要領
- 文書 1 4 国家安全保障戦略 (案), 新防衛大綱 (案)
- 文書 1 5 自衛隊の体制と防衛力整備－新たな防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画－ 平成 2 5 年 1 2 月 防衛省
- 文書 1 6 開示請求された「逐次報告」(平成 2 5 年 7 月 2 6 日防衛大臣指示第 6 号)に該当するもの全て。\*電磁的記録が存在する場合, その履歴情報も含む。」に係る行政文書のうち, 文書 1 ないし文書 1 5 及び平成 2 8 年 3 月 3 0 日付け防官文第 6 7 5 6 号において特定した行政文書以外の文書

別紙 2 (原処分において不開示とした部分及び理由)

文 書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 5	「3. 議事次第」の一部	国家安全保障会議における具体的な議題を示しており、これを公にすることにより、国家安全保障会議の有する情報関心及び審議事項が明らかとなり、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるほか、個別具体的な事案に関係する他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 7	「3. 議事次第」の一部	国家安全保障会議における具体的な議題を示しており、これを公にすることにより、国家安全保障会議の有する情報関心及び審議事項が明らかとなり、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるほか、個別具体的な事案に関係する他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書 16	全て	安全保障会議及び関係閣僚会合における、国の安全に関する政策、計画等に関する意思決定を行うために必要な情報、情報収集能力、同決定に至る議論の変遷等のわかる部分が含まれており、これを公にすることにより、我が国の安全保障における関心事項や論点、我が国の防衛体制等が推察されることとなり、国の安全が害されるほか、意思決定前の審議の段階において作成された当該文書を開示することで忌憚のない意見交換の萎縮、関係者への資料提供依頼の困難化等、将来予定されている同種の審議に係る意思決定及び会議の運営に支障が生じるおそれがあるとともに、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあることから、法5条3号、5号及び6号に該当するため不開示とした。